



平成 22 年 12 月 28 日

各 位

会社名 コンビ株式会社
代表者名 代表取締役社長 松浦 弘昌
(コード番号 7935 東証1部)
問合せ先 執行役員財務部長 吉田 俊哉
(. 03 - 5828 - 7661)

パインホールディングス株式会社による当社普通株式等 に対する公開買付け結果に関するお知らせ

パインホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が平成22年11月10日から実施されておりましたが、平成22年12月27日をもって終了し、公開買付者より添付のとおり、本公開買付けの結果が公表されましたので、お知らせいたします。

以 上

各 位

会 社 名 パインホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役 松浦 弘昌

コンビ株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

パインホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 11 月 9 日、コンビ株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 22 年 6 月 29 日開催に係る対象者の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 22 年 11 月 10 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 22 年 12 月 27 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

１．買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

パインホールディングス株式会社
 東京都千代田区内神田三丁目 16 番 9 号

（２）対象者の名称

コンビ株式会社

（３）買付け等に係る株券等の種類

普通株式
 本新株予約権

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,209,621（株）	9,196,168（株）	-（株）

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,196,168 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）本公開買付けを通じて、対象者の保有する自己株式（対象者が平成 22 年 11 月 9 日に公表した平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数は 1,522,517 株）を取得する予定はありません。ただし、公開買付け期間末日までに本新株予約権の行使により移転される自己株式については、この限りではありません。

（注 3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 4）公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

（注 5）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数である 12,209,621 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 22 年 8 月 13 日に提出した第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（17,959,158 株）に、公開買付け期間末日までに

本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（19,500 株）（平成 22 年 7 月 22 日以降本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）を加えた株式数から、上記平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,522,517 株）及び非応募対象株式（対象者の主要株主であり公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である松浦弘昌の親族が代表取締役を務めるフジモトHD株式会社（以下「フジモトHD」といいます。）の保有する対象者株式（保有株式数 2,330,670 株、上記平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式 1,522,517 株を除く、上記第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（17,959,158 株）に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして 14.18%）の一部（500,000 株、保有割合にして 3.04%）並びに松浦弘昌の親族と関連のある法人である松浦興産株式会社（保有株式数 2,084,320 株、保有割合にして 12.68%）Matsuura Enterprises B.V.（保有株式数はマツウラエンタープライズビービー名義で保有していた 660,000 株と併せて 694,000 株、保有割合にして 4.22%）有限会社ピーアンドエム（保有株式数 635,000 株、保有割合にして 3.86%）及びエセル有限会社（保有株式数 333,200 株、保有割合にして 2.03%）（以下、これらをフジモトHDと併せて「非応募予定株主」と総称します。）の保有する対象者株式（保有株式数合計 3,746,520 株、保有割合にして 22.79%）を総称していいます。以下同じ。）の合計数（4,246,520 株）を控除した株式数（12,209,621 株）となります。

（注 6）買付予定数の下限は、上記第 55 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（17,959,158 株）に、公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（19,500 株）（平成 22 年 7 月 22 日以降本公開買付届出書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）を加えた株式数から、上記平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信（連結）に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の保有する自己株式数（1,522,517 株）応募対象株式（松浦弘昌の親族と関連のある法人である Minamo Antilles N.V.（保有株式数 159,500 株、保有割合にして 0.97%）及び松浦不動産株式会社（保有株式数 70,000 株、保有割合にして 0.43%）並びに松浦弘昌（保有株式数（ただし、対象者の役員持株会における松浦弘昌の持分に相当する株式の数を除く。）115,070 株、保有割合にして 0.70%）松浦弘昌の父であり、かつ、対象者の取締役会長でもある松浦康雄氏（保有株式数（ただし、対象者の役員持株会における松浦康雄氏の持分に相当する株式の数を除く。）390,170 株、保有割合にして 2.37%）松浦弘昌の叔父である松浦義二氏の子であり、かつ、対象者の主要株主であるフジモトHDの代表取締役副社長でもある松浦由治氏（保有株式数 182,810 株、保有割合にして 1.11%）松浦弘昌の叔父である松浦久晴氏（保有株式数 146,370 株、保有割合にして 0.89%）及び松浦弘昌の叔母である松下功子氏（保有株式数 274,670 株、保有割合にして 1.67%）が保有する対象者普通株式の全て（合計 1,338,590 株、保有割合にして 8.14%）に、フジモトHDが保有する対象者株式（保有株式数 2,330,670 株、保有割合にして 14.18%）の一部（1,830,670 株、保有割合にして 11.14%）を併せた株式をいいます。以下同じ。）の合計数（3,169,260 株）及び非応募対象株式の合計数（4,246,520 株）を控除した株式数（9,040,361 株）の 3 分の 2 超に相当する株式数（6,026,908 株）並びに 応募対象株式の合計数（3,169,260 株）の 2 つを合計して求められる株式数（9,196,168 株、保有割合にして 55.95%）を記載しております。

（ 5 ）買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 11 月 10 日（水曜日）から平成 22 年 12 月 27 日（月曜日）まで（32 営業日）

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（ 6 ）買付け等の価格

普通株式	1 株につき	金 1,000 円
本新株予約権	1 個につき	金 1 円

2．買付け等の結果

（ 1 ）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,196,168 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（11,290,832 株）が買付予定数の下限（9,196,168 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 22 年 12 月 28 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	11,290,832 株	11,290,832 株
新 株 予 約 権 証 券	- 株	- 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	- 株	- 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	- 株	- 株
株 券 等 預 託 証 券 ()	- 株	- 株
合 計	11,290,832 株	11,290,832 株
(潜在株券等の数の合計)	-	(- 株)

（４）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	15,615 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.44%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	22,581 個	(買付け等後における株券等所有割合 68.61%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	8,492 個	(買付け等後における株券等所有割合 25.81%)
対象者の総株主等の議決権の数	32,835 個	

（注 1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において、府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注 2）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 55 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第 55 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（17,959,158 株）に、本新

株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数（19,500株）（平成22年7月22日以降本公開買付届出書提出日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者普通株式を含みます。）を加えた株式数から、対象者が平成22年11月9日に公表した平成23年3月期第2四半期決算短信（連結）に記載された平成22年9月30日現在の対象者の保有する自己株式数（1,522,517株）を控除した株式数（16,456,141株）に係る議決権の数である32,912個を、分母として計算しております（なお、対象者の単元株式数は500株です。）

（注3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（6）決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

決済の開始日

平成23年1月5日（水曜日）

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）

3．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び本公開買付届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場していますが、公開買付者は、公開買付者のみ又は公開買付者及び非応募予定株主の一部の株主が対象者の全株式を所有する手続を実施することを予定していますので、その場合には、東京証券取引所の規定に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

パインホールディングス株式会社（東京都千代田区内神田三丁目16番9号）
株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上